# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	福祉医療費助成に関する事務

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本評価書記載の特定個人情報ファイルについて、法令を遵守し、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを宣言します。

特記事項

なし

#### 評価実施機関名

瑞穂市長

#### 公表日

令和6年12月26日

# I 関連情報

<ul> <li>①事務の名称</li> <li>担他医疫費助成に関する条例により、福祉の増進を図ることを目的とし、対象者に医療給付 事務を行う。特定個人情報ファイルを次の客談、利用する。         <ul> <li>①対象者に係る申請で申請、帰出と以は申出の受理、申請等に係る事実審査、申請対する応答 ②接款を残食を結合証の交付・再交付・返還 ③接款給付の支格 (現在)との表す。以下五人・東の医療システム・事のと関連システム・加速を変更を持て記憶 (のまた)を対して、対象者に関するよびで、対して、対象者に係る申請で申請、申請等に係る事業審査、申請対する応答 ②接証医療受験結正証の支付・再交付・返還 (のまた)を対し、対象者に関するにおさる (のまた)を対し、対象者に関するため、では、対し、対象者に係る事業審査、申請対する応答 ②接証を変更を対し、対象者に係る事業審査、申請対する応答 ②接述を変更システム・加速を使ンステム・かる管理システム・からを管理システム・からを管理システム・からを関連システム・からを関連システム・からを関連システム・からをでは、対象者を関連して、対象を使い、対象者を使い、対象者を使い、対象者を使い、対象者を使い、対象者を使い、対象者を使い、対象者を使い、対象者を使い、対象者を使い、対象者を使い、対象者を使い、対象者を使い、対象者を使い、対象者を使い、対象者を使い、対象者を使い、対象を対象を定し、対象を対象を定し、対象を対象を対象を定し、対象を対象を定し、対象を対象を定し、対象を使い、対象者を使い、対象を対象を定し、対象を対象を定し、対象を対象を定し、対象を使い、対象を対象を定し、対象を対象を定し、対象を対象を定し、対象を対象を定し、対象を対象を定し、対象を対象を定し、対象を対象を定し、対象を対象を定し、対象を対象を定し、対象を対象を定し、対象を対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を対象を定し、対象を対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し、対象を定し</li></ul></li></ul>	1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
# 事務を行う。・特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ②事務の概要	①事務の名称	福祉医療費助成に関する事務
ステムハロ座システム/・宛名管理システム/・団体内統合宛名システム/・中間サーバー  2. 特定個人情報ファイル名  1. 乳幼児医療システムファイル 2. 重心医療システムファイル 3. ひとり親医療システムファイル 4. 口座システムファイル  3. 個人番号の利用  法令上の根拠	②事務の概要	事務を行う。・特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①対象者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査、申請対する応答 ②福祉医療費受給者証の交付・再交付・返還
1. 乳幼児医療システムファイル 2重心医療システムファイル 3.ひとり親医療システムファイル 4.口座システムファイル 3.ひとり親医療システムファイル 4.口座システムファイル 3.ひとり親医療システムファイル 4.口座システムファイル 3.ひとり親医療システムファイル 4.口座システムファイル 4.口座システムファイル 4.口座システムファイル 4.口座システムファイル 4.口座システムファイル 4.口座システムで基づく個人番号等の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用等に関する法律に基づく個人番号を表現した。	③システムの名称	
3. 個人番号の利用	2. 特定個人情報ファイル	名
	1.乳幼児医療システムファイル	・2.重心医療システムファイル 3.ひとり親医療システムファイル 4.口座システムファイル
# ( 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	3. 個人番号の利用	
①実施の有無       【 実施する 】       1)実施する       2)実施しない       3)未定         ②法令上の根拠       番号法第19条第9号       6. 評価実施機関における担当部署         ①部署       健康福祉部 福祉生活課 健康福祉部 子ども支援課       2所属長の役職名       課長         6. 他の評価実施機関       2所属長の役職名       課長         5. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求       指港市 総務部 総務課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地 058-327-4111       8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ         連絡先       増祉生活課 058-327-4123 子ども支援課 058-327-4123 子ども支援課 058-322-3022 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地       1 通用した         9. 規則第9条第2項の適用       [ ] 適用した	法令上の根拠	
①実施の有無       [ 実施する ]       1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定         ②法令上の根拠       番号法第19条第9号         5. 評価実施機関における担当部署       健康福祉部 福祉生活課 健康福祉部 子ども支援課         ②所属長の役職名       課長         6. 他の評価実施機関         -       7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求         請求先       瑞穂市 総務部 総務課 下501-0293 瑞穂市別府1288番地 058-327-4111         8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する間合せ         連絡先       瑞穂市 健康福祉部 福祉生活課 058-327-4123 子ども支援課 058-327-3022 下501-0293 瑞穂市別府1288番地         9. 規則第9条第2項の適用       [ ]適用した	4. 情報提供ネットワークシ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5. 評価実施機関における担当部署  ① 部署 健康福祉部 福祉生活課 健康福祉部 子ども支援課  ② 所属長の役職名 課長  6. 他の評価実施機関  - 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求  請求先 瑞穂市 総務部 総務課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地 058-327-4111  8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ  連絡先 端地市 健康福祉部 福祉生活課 058-327-4123 子ども支援課 058-327-4123 子ども支援課 058-322-3022 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地  9. 規則第9条第2項の適用 [ ] 適用した	①実施の有無	1) 実施する [ 実施する ] 2) 実施しない
① 部署 健康福祉部 福祉生活課 健康福祉部 子ども支援課  ② 所属長の役職名 課長  6. 他の評価実施機関  - 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 瑞穂市 総務部 総務課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地 058-327-4111  8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 瑞穂市 健康福祉部 福祉生活課 058-327-4123 子ども支援課 058-327-4123 子ども支援課 058-322-3022 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地  9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	②法令上の根拠	番号法第19条第9号
<ul> <li>健康福祉部 子ども支援課</li> <li>②所属長の役職名</li> <li>課長</li> <li>6. 他の評価実施機関</li> <li>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</li> <li>講穂市 総務部 総務課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地 058-327-4111</li> <li>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</li> <li>連絡先</li> <li>場穂市 健康福祉部福祉生活課 058-327-4123 子ども支援課 058-322-3022 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地</li> <li>9. 規則第9条第2項の適用</li> <li>「適用した</li> </ul>	5. 評価実施機関における	· 担当部署
6. 他の評価実施機関  - 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求  請求先	①部署	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 端穂市 総務部 総務課 〒501-0293 端穂市別府1288番地 058-327-4111  8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	②所属長の役職名	課長
請求先       瑞穂市 総務部 総務課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地 058-327-4111         8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ         連絡先       瑞穂市 健康福祉部福祉生活課 058-327-4123 子ども支援課 058-322-3022 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地         9. 規則第9条第2項の適用       [ ]適用した	6. 他の評価実施機関	
請求先	-	
請求先       〒501-0293 瑞穂市別府1288番地 058-327-4111         8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ         連絡先       瑞穂市 健康福祉部 福祉生活課 058-327-4123 子ども支援課 058-322-3022 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地         9. 規則第9条第2項の適用       [ ]適用した	7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
連絡先       瑞穂市 健康福祉部福祉生活課 058-327-4123 子ども支援課 058-322-3022 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地         9. 規則第9条第2項の適用       [ ]適用した	請求先	
連絡先       福祉生活課 058-327-4123 子ども支援課 058-322-3022 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地         9. 規則第9条第2項の適用       [ ]適用した	8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
	連絡先	福祉生活課 058-327-4123 子ども支援課 058-322-3022
適用した理由	9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した
	適用した理由	

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未满 ]		:満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か		令和	令和6年11月29日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
いつ時点の計数か		令和6年11月29日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
〈選択肢〉 1) 基礎項目評価書 [ 基礎項目評価書 ] 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
#XC10CV 000							
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワ	ークシステム	を通じた入手を除	<₀)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分で	<b>҈ある</b>	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分で	<b></b> ある	J	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ +分で	⁵ある	1	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託				[	]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分で	<b></b> である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される			
5. 特定個人情報の提供・移転	版(委託や情報提供	ネットワークシ	ノステムを通じた提供	せを除く。)	[	]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[ +分で	<b>ごある</b>	]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接線	売しない(入手)	[	]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われる!J スクへの対策は十分か	[ +分で	<b>きある</b>	1	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ +分で	 :ある	]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される			

7. 特定個人情報の保管	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		시 ]	手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	瑞穂市特定個人情報等の安全		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 基本方針に則り、適切に管理している。特定個人情
判断の根拠	窓口においてはパーテーション 運用をしている。	ンの設置、特定個人情	であるため、保管する場所の施錠等の徹底、受付報を取り扱う際の職員の記名等、管理を徹底する生するリスクへの対策は「十分である」と考えられ
9. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ]内部監査	[ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育	•啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと	考えられる対策	[ ]全	:項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	<ul> <li>[ 8) 特定個人情報の漏えい</li> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 目的外の入手が行われ</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、3) 権限のない者によって</li> <li>4) 委託先における不正な</li> </ul>	れるリスクへの対策 事務に必要のない情: 不正に使用されるリス	報との紐付けが行われるリスクへの対策 くうへの対策
	5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワークシ	われるリスクへの対象 システムを通じて目的 システムを通じて不正 い・滅失・毀損リスクへ	
当該対策は十分か【再掲】	5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワークシ 7) 情報提供ネットワークシ 8) 特定個人情報の漏えし	われるリスクへの対象 システムを通じて目的 システムを通じて不正 い・滅失・毀損リスクへ	外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月13日	評価実施機関名	岐阜県瑞穂市長	瑞穂市長	事後	
平成31年3月13日	I 1. ③システムの名称	・乳幼児医療システム/・重心医療システム/・ひとり親医療システム/・宛名管理システム/・ 外字管理システム/・ロ座システム/・宛名管理 システム/・中間サーバー	・乳幼児医療システム/・重心医療システム/・ ひとり親医療システム/・宛名管理システム/・ 外字管理システム/・口座システム/・宛名管理 システム/・団体内統合宛名システム/・中間 サーバー	事後	
平成31年3月13日	I3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第9条第2項に 基づき市が制定する条例	瑞穂市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号等の利用及び提供に関する条例	事後	
平成31年3月13日 I 4. ②法令上の根拠		行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第19条第7号、 9号			
平成31年3月13日	I 5. ②所属長の役職名	医療保険課長 広瀬 照泰	課長	事後	
平成31年3月13日	Ⅱ1. 対象人数	平成27年1月9日 時点	平成31年1月18日 時点	事後	
平成31年3月13日	Ⅱ2. 取扱者数	平成27年1月9日 時点	平成31年1月18日 時点	事後	
平成31年3月13日	Ⅳリスク対策	(なし)	(項目追加)	事後	
令和2年3月25日	Ⅱ1. 対象人数	平成31年1月18日 時点	令和2年2月27日 時点	事後	
令和2年3月25日	Ⅱ2. 取扱者数	平成31年1月18日 時点	令和2年2月27日 時点	事後	
令和3年3月12日	I 5. ①部署	市民部 医療保険課	健康福祉部 福祉生活課 健康福祉部 子ども支援課	事前	
令和3年3月12日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	瑞穂市 市民部 医療保険課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地 05 8-327-4159	瑞穂市 健康福祉部 福祉生活課 058-327-4123 子ども支援課 058-322-3022 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地	事前	
令和3年3月12日	Ⅱ1. 対象人数	令和2年2月27日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	
令和3年3月12日	Ⅱ2. 取扱者数	令和2年2月27日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	
令和3年7月20日	I 4. ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号	事前	
令和4年3月9日	Ⅱ1. 対象人数	令和3年1月31日 時点	令和4年2月3日 時点	事後	
令和4年3月9日	Ⅱ2. 取扱者数	令和3年1月31日 時点	令和4年2月3日 時点	事後	
令和5年2月9日	Ⅱ1. 対象人数	令和4年2月3日 時点	令和5年2月7日 時点	事後	
令和5年2月9日	Ⅱ2. 取扱者数	令和4年2月3日 時点	令和4年2月7日 時点	事後	
令和5年2月9日	Ⅳ8. 実施の有無	[O]自己点検[]内部監査[]外部監査	[O]自己点検[]内部監査[O]外部監査	事後	
令和6年2月9日	Ⅱ1. 対象人数	令和5年2月7日 時点	令和6年2月9日 時点	事後	
令和6年2月9日	Ⅱ2. 取扱者数	令和4年2月7日 時点	令和6年2月9日 時点	事後	
令和6年2月9日	Ⅳ8. 実施の有無	[O]自己点検[]内部監査[O]外部監査	[O]自己点検[]内部監査[]外部監査	事後	
令和6年11月29日	Ⅱ1. 対象人数	令和6年11月29日 時点	令和6年2月9日 時点	事後	
令和6年11月29日	Ⅱ2. 取扱者数	令和6年11月29日 時点	令和6年2月9日 時点	事後	